

廃食用油由来のバイオディーゼル燃料の車両等における利用(E004)

【プロジェクト概要】

車両等に利用する化石燃料を、廃食用油を原料としたバイオディーゼル燃料に転換することで、排出量の削減を行う

【プロジェクトの適格性基準】

条件1. 精製されるBDFの原料が、プロジェクトがない場合にはエネルギー利用されない、国内で発生した、主に植物性の廃食用油であること

条件2. BDFの精製方式は、メタノールを用いたエステル交換方式又はエステル化方式であること

条件3. 精製されるBDFにより代替される車両等の燃料が、化石燃料であること

条件4. BDFの品質が所要の基準を満たしていること

条件5. BDFを使用する車両等が①公道を走る車両又は、②オフロード法の適用を受ける車両又は、③ディーゼルエンジン機器、④ボイラー等であり、特定されること。また、設備区分毎に適切な燃料種類を利用し、適切な整備・管理が行われていること

条件6. ガソリンスタンド等で一般販売される混合比率5%以下のバイオディーゼル軽油混合燃料を、公道を走行する車両で市民等が利用するプロジェクトに限り、下記条件を満たすことにより、事前の車両特定を行うことなく、プロジェクト登録後の追加を許容する。①利用市民等が事業に参加していることを知りえる状態とすること②利用市民等による排出削減価値の二重利用(ダブルカウント)の防止措置を行うこと

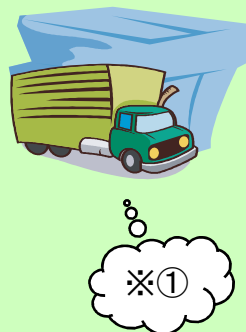
排出削減量の算定で考慮する範囲

<廃食用油の発生>

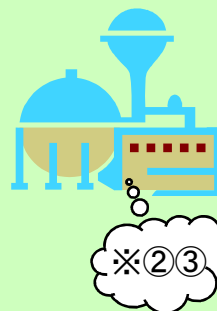


未利用あるいはマテリアル利用されている廃食用油

<廃食用油の収集運搬>



<廃食用油からBDF製造>



<BDFの運搬>



<BDFを車両等で利用>



※【排出削減量算定のために必要なモニタリング項目】

- ①廃食用油のトラック等を用いた収集運搬に伴う排出(運搬車両の化石燃料消費量又は平均燃費・走行距離、トンキロ等)
- ②廃食用油からBDFを製造する過程に伴う排出(製造プラント等で用いられる化石燃料や電力消費量)
- ③BDF製造工程で投入されるメタノールに由来する排出(メタノール使用量)
- ④精製されたBDFの給油場所までの運搬に伴う排出(運搬車両の化石燃料消費量又は平均燃費・走行距離、トンキロ等)
- ⑤代替される化石燃料の燃焼に伴う排出(BDFの使用量、BDFの発熱量(デフォルト値の適用可))